

日本学生支援機構奨学金に関するQ&A集

2017年4月
学生支援課

これから申請される方へ

Q 奨学金を受けたいのですが、手続きはどうしたらよいのでしょうか？

- A 毎年4月初旬に行われる奨学金の募集説明会に参加してください。
※家計の急変により、早急に奨学金を必要とする場合は、学生支援課へお問合せください。

Q 4月入学予定者です。奨学金を入学金等に充てることはできますか？

- A できません。予約採用の初回振込は入学後の5月、在学採用の初回振込は入学後の6月を予定しています。

Q 1年次では申込みをしなかったのですが、2年次から申込みはできますか？

- A 申し込めます。毎年4月初旬に行われる奨学金の募集説明会に参加してください。
※家計の急変により、早急に奨学金を必要とする場合は、学生支援課へお問合せください。

Q 奨学金はどのように支給されますか？

- A 奨学金の採用決定後、奨学生本人の名義の口座に振込まれます。

Q 連帯保証人と保証人の違いは何ですか？

- A 連帯保証人は奨学生本人と連帯して返還の責任を負う人です。
原則として父母から選出してください。
保証人は奨学生本人や連帯保証人が返還できなくなった場合、奨学生本人に代わって返還する人です。原則として4親等以内の親族のうちで、本人及び連帯保証人と別生計の人物を選出してください。

Q 連帯保証人や保証人を頼める人物がない時はどうすればいいですか？

- A 連帯保証人や保証人を頼める人物がない場合は、機関保証制度を利用することで奨学金を申し込めます。

Q 申込みに必要な「収入に関する証明書」はどのようなものですか？

- A 『奨学生のしおり』をよく読み、下記のいずれかの書類を用意してください。
下記の書類がない場合は学生支援課に相談してください。
＜給与所得(公務員・会社員・パート・アルバイト)の場合＞
・源泉徴収票(勤務先が発行)

＜個人経営(工場・店舗)・農業・水産業等で給与所得以外の場合＞

【確定申告を確定申告書の持参または郵送で行なった場合】

・確定申告書(控)の写し(税務署受付印があるもの)

※税務署受付印がない場合は、加えて市区町村発行の「所得証明書」が必要です。

【確定申告を電子申告で行なった場合】

・申告内容確認票の写し(受信通知又は即時通知を添付)

Q 学力・家計とも基準内です。申込みをすれば必ず採用されますか？

- (A) 奨学生の採用は日本学生支援機構が定める採用枠の範囲内で行いますので、基準内なら必ず採用されるとのお約束はできません。

採用が決まった方へ

Q 奨学金は いつ頃振り込まれますか？

- (A) 予約採用で採用候補者になっている方は5月16日、入学後の在学採用で採用決定された方は、6月11日に初回振込みを予定しております。
※採用スケジュールの都合により、変更する場合があります。

Q 初回振込みの金額が申請した貸与月額より少ないのはなぜですか？

- (A) 機関保証制度を選択している場合、貸与月額から機関保証料が差し引かれます。
※差し引かれた保証料は日本学生支援機構から保証機関に代行して支払っています。

Q 初回振込み以降の奨学金の振込日はいつですか？

- (A) 2月、4月、5月以外は毎月11日の振込みです。11日が土日祝祭日の場合は、その前の平日となります。
※2月は2月10日、4月は4月21日、5月は5月16日となりますが、土日祝祭日の場合は、その前の平日となります。

Q 奨学金の振込みについて、なにかお知らせはありますか？

- (A) 通知はありません。通帳に記帳して必ず確認してください。もし不明な点が生じたときは、すぐに学生支援課にお問い合わせください。

返還誓約書を作成中の方へ

Q 返還誓約書は本人自筆ですか？

- (A) 該当する人物が自筆してください。代筆は認められません。
連帯保証人もしくは保証人が遠方の場合(海外を含む)も、該当者自筆ですので、郵送にて速やかに手続きしてください。

Q 返還誓約書の記載事項が間違っています。どう訂正すればいいですか？

- A 学生支援課の窓口にお越しください。学生支援課の窓口で返還誓約書の訂正用紙をお渡しします。

Q 自分用の印鑑を持っていません。スタンプ印でもいいですか？

- A 朱肉を使わない印鑑(スタンプ印)は使えません。
また、複数名分の押印箇所がある場合、印影が異なる印鑑を使用してください。

Q 入学前に入手した必要書類(住民票・印鑑登録証明書等)は使えますか？

- A 有効期限の過ぎた証明書は使えません。住民票・印鑑登録証明書等の市区町村発行の証明書は、有効期限が3ヶ月です。3ヶ月を過ぎた場合、証明書は無効となります。

現在給付を受けている方へ

Q 途中で月額の変更(増額・減額)はできますか？

- A 可能です。学生支援課の窓口「奨学金貸与月額変更願(届)」を提出してください。
人的保証の方が貸与月額を増額する場合は、連帯保証人と保証人の証明と実印による押印、印鑑登録証明書が必要となります。
※日本学生支援機構の規定により、月額変更ができない場合がありますので、事前に学生支援課窓口にてご相談ください。

Q 振込口座を変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

- A 学生支援課の窓口「奨学金振込口座変更届」を提出してください。
※金融機関の統廃合、合併等により、奨学金振込口座が変更になる場合は、日本学生支援機構で変更手続きを行いますので、届出は必要ありません。

Q 改姓した場合は、どのような手続きが必要ですか？

- A 学生支援課の窓口「改氏名届」を提出してください。

Q 退学もしくは休学した場合にはどのような手続きが必要ですか？

- A 大学を退学もしくは休学する場合は、学生支援課の窓口「異動願(届)」を提出してください。

Q 復学するにはどのような手続きが必要ですか？

A 大学に復学する場合は、学生支援課の窓口「異動願(届)」を提出してください。

Q 奨学金を辞退するにはどのような手続きが必要ですか？

A 奨学金を辞退する場合は、学生支援課の窓口「異動願(届)」を提出してください。

Q 奨学金を辞退した場合、すぐに返還が始まりますか？

A 奨学金を辞退した後、引き続き在学する場合は、学校に「在学届」を提出することにより、卒業まで返還が猶予されます。「在学届」を提出しない場合には、奨学金の貸与が終了した7か月後から返還が開始されます。

Q 連帯保証人(保証人)を変更したいです。どのような手続きが必要ですか？

A 連帯保証人(保証人)を変更する場合は、学生支援課の窓口「連帯保証人・保証人変更届」を提出してください。人物を変更する場合は、連帯保証人(保証人)の実印による押印と印鑑登録証明書が必要となります。

※他に選任する人がいない場合は機関保証制度へ変更してください。

来年度も継続を希望する方へ

Q 『継続手続き』とは何ですか？

A 『継続手続き』とは、年に一度奨学金が継続して必要か否かを、あなた自身で判断してもらうとともに、一年間の学業の成果を日本学生支援機構に報告する手続きです。手続きを怠ると奨学金が『廃止』となりますので、必ず手続きしてください。

Q 「スカラネット PS 確認情報入力」の画面で入力を行い、送信すると、エラーのメッセージが表示され、登録できません。どうすればいいですか？

A 入力した項目と機構に登録されている内容が一致していない可能性があります。奨学生証もしくは貸与額通知書に印字されている奨学生番号と金融機関の口座番号及び支店番号等を確認してください。
※銀行またはゆうちょ銀行のいずれかを選択するボタンがチェックされていない可能性もありますので、必ず確認してください。

「スカラネット PS」のパスワード（ユーザ ID）が分かりません。

Q どうすればいいですか？

- A ログイン画面の「ユーザ ID・パスワードを忘れた場合」ボタンからパスワードを再設定することができます。

Q 「奨学金継続願」を提出すれば、必ず奨学金は継続貸与されるのですか？

- A 提出された「奨学金継続願」の入力内容と一年間の学業成績等を総合的に審査し、日本学生支援機構の規定により奨学金継続の可否等を判断します。
したがって、「奨学金継続願」を提出しても、必ず継続されるとは限りません。

Q 「奨学金継続願」を提出しない場合は、どのようになりますか？

- A 入力期間内に提出しない場合には、奨学金が『廃止』となり、奨学生の資格を失うこととなります。廃止となった場合、奨学金の継続はできません。

来年度の継続を希望しない方へ

Q 奨学金を辞退したい場合、「奨学金継続願」を提出しなくてもいいですか？

- A 必ず提出してください。「奨学金継続願」は奨学金を辞退する方の手続きでもあります。「奨学金継続願」から、奨学金を辞退する旨を申し出てください。

Q 本年度 3 月末で奨学金を辞退する場合、どうすればいいですか？

- A 「奨学金継続願」提出時に、『奨学金の継続を希望しません』を選択し、入力してください。
※辞退した方には 4 月上旬に奨学金の返還に関する説明会を行います。